

川越市

公開事業点検

平成22年7月24日(土)



川越市マスコット
キャラクターときも

傍聴される皆さまへ

- 1 傍聴の際は静粛に願います。なお、会場内での携帯電話は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定ください。
- 2 会場への出入りは自由となっておりますが、移動についてはできるだけ休憩時間を利用されるなど、点検作業の妨げや他の傍聴者の迷惑とならないよう御配慮願います。
- 3 点検作業中に傍聴者からの御意見、御質問等については受け付けられませんので、あらかじめ御了承ください。
- 4 点検作業中は、作業内容に公然と批判したり、拍手その他の方法で賛否の意向を表明したりしないでください。
- 5 危険物やのぼり、プラカード、旗等の傍聴者の意思を表明するものを会場内に持ち込むことはできません。
- 6 点検作業中の録音、録画、撮影等の制限はありませんが、点検作業の妨げにならないようお願いします。また、記録物の活用に関しては、使用方法によりトラブルの原因となることもありますので、使用者の責任において充分配慮いただきますようお願いします。
- 7 会場内での飲食、喫煙は御遠慮ください。また、飲酒されての傍聴は御遠慮ください。
- 8 その他点検作業の支障となる行為はしないでください。

これらの事項を守っていただけない場合やコーディネーター・事務局の指示に従っていただけない場合は、退場していただく場合があります。

川 越 市

- 1 点検の進ちょく状況により予定時間が多少前後する場合がありますが、あらかじめ御了承ください。
- 2 座席については、一部の指定座席を除き、自由席となっております。なお、車いす用のスペースを御用意しましたので、御希望の方は係員までお申し出ください。
- 3 別にお渡しするアンケートの回答に御協力ください。お帰りの際に回収箱へ投函いただきますようお願いいたします。
- 4 点検当日の結果がその事業に対する市の最終判断ではありません。

【スケジュール(予定)】

9 : 15 ~ 開場
 9 : 30 ~ 9 : 40 開会式

公開事業点検

9 : 45 ~ 10 : 30	1 人材育成の推進(職員研修)
10 : 35 ~ 11 : 20	2 市内循環バス運行経費補助金
11 : 25 ~ 12 : 10	3 庁用自動車管理
12 : 10 ~ 13 : 00	《昼休憩》
13 : 00 ~ 13 : 45	4 学校体育施設の開放
13 : 50 ~ 14 : 35	5 要介護高齢者等手当支給
14 : 40 ~ 15 : 25	6 総合健診・双俣健診事業
15 : 25 ~ 15 : 35	《休憩》
15 : 35 ~ 16 : 20	7 環境マネジメントシステム推進事業 (ISO環境マネジメントシステム定期審査委託)
16 : 25 ~ 17 : 10	8 勤労者住宅資金融資

17 : 15 ~ 17 : 30 閉会式

事業点検の状況により、予定時間が変動することがあります。

事業シート

概算人件費については、便宜上、算出した単価で計算しておりますので平均給与ではありません。

事業番号		1				
事業シート(概要説明書) 1						
点検対象事業名		人材育成の推進(職員研修)	担当部名 総務部			
予算事業名		職員研修	担当課室名 職員課			
根拠法令		地方公務員法第39条、川越市職員研修規程	事業開始年度 年度			
実施方法		直接実施				
		業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:研修会社)				
		補助金(交付先:)				
		その他(大学教授等)				
事業概要	目的(何のために)	市行政の円滑な運営に資することを目的に、職務遂行に必要な知識、技能等の習得、職員としての資質及び教養の向上による能力の発揮及び勤務能率の向上を図るために、実施している。				
	対象(誰・何を対象に)	本市職員				
	事業内容(手段、手法など)	基本研修(階層別研修)、専門研修、特別研修は、内部講師または外部講師(研修会社講師、大学教授等)により研修を行う。派遣研修は、自治大学校、国土交通大学校、市町村職員中央研修所などの外部研修機関へ派遣し、専門的な知識を習得させる。自主研修については、通信教育講座を活用し、自主的な学習の機会を提供する。				
	事業の必要性	地方分権の推進を始めとする社会経済環境の変化、高度化する市民の行政ニーズに的確に対応するためには、恒常的に職員の能力向上を図ることが必要です。				
コスト	平成22年度(予算額)		人件費			
	事業費	15,463 千円	職員構成	概算人件費	従事職員数	
	人件費	10,550 千円	}	担当正規職員	10,550 千円	1.35 人
	総計	26,013 千円		臨時職員他	千円	人
平成22年度事業費内訳		講師謝金	943 千円			
		研修旅費	2,800 千円			
		消耗品費	450 千円			
		食糧費	20 千円			
		研修委託料	7,735 千円(研修委託契約に伴う費用)			
		研修会場使用料	315 千円			
		研修参加負担金等	3,200 千円(自治大学校等の参加負担金)			
事業費財源	年度	総額(千円)	内訳			
			国・県支出金(千円)	地方債(千円)	その他(千円)	一般財源(千円)
	19年度(決算額)	13,280				13,280
	20年度(決算額)	12,306				12,306
	21年度(決算見込額)	10,323				10,323
	22年度(当初予算額)	15,463				15,463

事業番号	1					
事業シート(概要説明書) 2						
点検対象事業名	人材育成の推進(職員研修)			担当部名	総務部	
予算事業名	職員研修			担当課室名	職員課	
活動実績	活動指標	単位	19年度	20年度	21年度	
	集合研修修了者人数	人	1,253	1,324	1,402	
	派遣研修修了者人数	人	83	101	90	
	自主研修修了者人数	人	25	17	17	
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか)	研修の目的は、市行政の円滑な運営に資することにあるため、職員一人ひとりの職務に対する意識や能力の向上、充実した市民サービスの提供ができるよう、創意工夫を凝らしていきたい。					
成果実績	成果指標	単位	19年度	20年度	21年度	
	研修内容の理解度	%	78.1	78.9	83.4	
	研修内容の満足度	%	79.2	79.2	82.0	
	研修内容の活用度	%	72.7	76.0	74.9	
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>厳しい社会経済状況下のもと、財政的にも厳しさが増すことも予測されることから、人材育成につきましては、「職員研修」だけでなく、職場を学習の場、人を育てる場としていくような「職場風土」の醸成を更に推進していく必要がある。</p> <p>また、研修の効果について、どのように検証していくかが、課題と考える。</p>					
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	中核市や県内同規模他市の研修概要からも、同様な研修体系がうかがえる。					
特記事項 (事業の沿革)	現在、階層別での宿泊研修は、主査級のみである。以前は、階層ごとに実施しており、人間関係の構築等にも効果がみられた。					
事業を廃止又は縮小したときの影響	事業を縮小し、研修に参加できる人数が限られた場合、階層別研修が成り立たなくなることや、自ら望んで研修に参加する機会が減少することで、成長の可能性の芽を摘むことになる等が挙げられる。					

平成20年度（平成21年度）職員研修体系及び受講者数

研修分類	研修名称	時間(日)	対象職員	20年度受講者	21年度受講者		
(1) 自主研修	1 自主研究活動グループ活動支援 2 通信教育講座		・要件を満たすグループ ・実施の都度定める	— 17名	— 17名		
(2) 職場研修	1 個別指導、集団指導、職場会議		・全職員				
(3) 職場外研修	①基本研修 (階層別研修)	1 新規採用職員研修（前期、後期）	前6日 後5日	・新規採用職員	前期67名 後期61名	59名 52名	
		平成21年10月1日採用職員研修	2日			13名	
		2 一般職員研修Ⅰ（一般課程）	2日	・主事・技師等に昇任した者	46名	48名	
		3 一般職員研修Ⅰ（行政法課程）	3日	・主事・技師等に昇任した者	48名	50名	
		4 一般職員研修Ⅱ	3日	・副主任職等に昇任した者	54名	46名	
		5 一般職員研修Ⅲ	3日	・主任職等に昇任した者	76名	48名	
		6 管理監督者研修Ⅰ	4日	・主査相当職に昇任した者	40名	53名	
		7 管理監督者研修Ⅱ	2日	・副課長相当職に昇任した者	29名	52名	
		8 管理監督者研修Ⅲ	2日	・課長相当職に昇任した者	21名	24名	
		9 技能労務職員研修Ⅰ	3時間	・1級に在級する者	22名	—	
		10 技能労務職員研修Ⅱ	1日	・上席の技能労務職員	17名	18名	
	11 技能労務職員研修Ⅲ	3.5時間	・2, 3級に在級する者	—	28名		
	②専門研修	1 マネジメント能力向上研修 ・人事評価者研修 ・キャリアデザイン研修 ・仕事の段取り研修	2日	・主査相当職に昇任した者	45名	—	
			1日	・概ね副主任職から主査相当職で実施の都度定める	17名	—	
			1日	・概ね主事補・技師補職から主査相当職で実施の都度定める	—	26名	
		2 政策形成能力向上研修 ・企画力研修 ・住民との協働の進め方研修	1日	・概ね主事・技師職から主査相当職で実施の都度定める	—	15名	
			1日		17名	—	
		3 コミュニケーション能力向上研修 ・交渉力・説得力向上研修 ・自己表現向上研修 ・説明力強化トレーニング研修	2日	・概ね主事・技師職から副課長相当職で、実施の都度定める	14名	—	
			1日		・概ね副主任職から主査相当職で、実施の都度定める	24名	—
			1日		—	28名	
		4 業務遂行能力向上研修 ・法制執務研修 ・住民対応力向上研修 ・クレーム対応研修	2日	・概ね主事補・技師補職から副主任職で、実施の都度定める	35名	43名	
			1日		—	31名	
	1日		・概ね主事・技師職から副課長相当職で、実施の都度定める		19名	—	
③特別研修	1 トップセミナー（21年度は課長以上）	1.5時間	・特別職、副部長相当職以上の者	73名	145名		
	2 新規採用予定者事前研修	1日	・新規採用予定者	52名	46名		
	3 労働安全衛生研修（第1回） （第2回）	1.5時間	・全職員（実施の都度定める）	102名	93名		
		1.5時間	・全職員 ※21年度は副課長相職2時間	81名	139名		
	4 人権問題研修	2時間	・全職員（実施の都度定める）	50名	43名		
	5 環境マネジメント研修	2時間	・全職員（実施の都度定める）	87名	82名		
	6 内部環境監査員養成研修	2日	・環境管理統括者が指名する者	11名	7名		
	7 協働研修	2時間	・全職員（実施の都度定める）	113名	84名		
8 男女共同参画職員研修	1.5時間	・全職員（実施の都度定める） ※21年度は男女共同参画推進員を対象に実施	103名	129名			
④派遣研修	【派遣予定研修機関】						
	1 自治大学校	1日、1～6月	} 実施機関が定める要件の者	7名	7名		
	2 国土交通大学校	5日～12日		1名	1名		
	3 市町村職員中央研修所	3日～10日		17名	14名		
	4 自治人材開発センター	1日～13日		37名	35名		
	5 全国建設研修センター	5日～11日		8名	6名		
	6 実務研修派遣（他団体）	—		9名	7名		
	7 その他	1日～2日		22名	20名		

研修受講者総数 平成20年度 1442名、平成21年度 1509名

事業番号		2										
事業シート(概要説明書) 1												
点検対象事業名		市内循環バス運行経費補助金		担当部名		都市計画部						
予算事業名		市内循環バス運行		担当課室名		都市交通政策課						
根拠法令		川越市内循環バス運行経費補助金交付要綱		事業開始年度		平成 7 年度						
実施方法		直接実施										
		業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:)										
		補助金(交付先:東武バスウエスト(株)、西武バス(株))										
		その他()										
事業概要	目的(何のために)		・民間路線バスを補完する公共交通機関として交通空白地域の交通手段を確保する。 ・鉄道駅と住宅地、主要公共施設等を連絡する交通手段としての役割を果たす。									
	対象(誰・何を対象に)		全ての市民及び来街者									
	事業内容(手段、手法など)		公共交通機関として行う一般乗合旅客自動車運送事業である。事業主体は川越市、運行主体はバス事業者(東武バスウエスト、西武バス)で、市とバス事業者が循環バス運行に関する協定書を締結し、補助金交付要綱に基づき、運行経費から運送収入を控除した額をバス事業者に対して補助する。									
	事業の必要性		主に民間の路線バスが運行されていない交通空白地域(相当の需要は見込めるが公共交通機関が未整備な地域)において地域住民への交通手段を確保するため。									
コスト	平成22年度(予算額)		人件費									
	事業費		182,383 千円		職員構成		概算人件費 従事職員数					
	人件費		8,597 千円		担当正規職員		8,597 千円 1.10 人					
	総計		190,980 千円		臨時職員他		千円 人					
平成22年度事業費内訳		作業員賃金131千円(バス停周辺整備)、報償金191千円(検討委員会)、消耗品費8千円、食糧費8千円(検討委員会)、印刷製本費294千円(インフォメーション)、保険料6千円(バス停上屋・ベンチ)、業務委託料3,500千円(実態調査)、補助金178,245千円(運行経費)										
事業費財源	年度		総額(千円)		内訳							
					国・県支出金(千円)		地方債(千円)		その他(千円)		一般財源(千円)	
	19年度(決算額)		181,607								181,607	
	20年度(決算額)		180,436								180,436	
	21年度(決算見込額)		172,344								172,344	
22年度(当初予算額)		182,383								182,383		

事業番号	2
------	---

事業シート(概要説明書) 2

点検対象事業名	市内循環バス運行経費補助金			担当部名	都市計画部
予算事業名	市内循環バス運行			担当課室名	都市交通政策課
活動実績	活動指標	単位	19年度	20年度	21年度
	運行本数	本	56,160	53,990	53,810
	経費(補助金)	円	176,673,162	179,199,761	171,718,246
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか)	<p>市内循環バス運行事業においては、利用者を増やすことを目標としている。運行開始以降、地域住民の要望に応える形で順次路線を拡大したが、路線の拡大に見合った利用者数の増加は見られなかった。特に高齢者等の利用施設を起終点とした長距離路線が多かったため、利用者に偏りが生じていたことから、利用者数を増やすことを目的に平成18年度に駅を起点とする短距離路線を基本とした大幅な改正を行い、平成21年度の利用者数は37万人を超え、見直し直前の平成17年度(約29万人)との比較では約27%の増加となった。また、駅への乗り入れや運行本数を増加させたことによって一般の利用が増え、利用者の偏りが解消できた。</p> <p>今後は、更なる路線の見直しによりサービス水準の再検討を行いながら、費用対効果を改善したい。</p>				
成果実績	成果指標	単位	19年度	20年度	21年度
	利用者数	人	323,439	366,354	370,667
	運賃収入	円	27,237,456	31,160,190	34,208,891
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>平成18年度の見直しにより、利用者を増加させるという目標(総合計画335千人)は達成でき、料金体系の見直しと合わせた結果として運賃収入も3倍以上になったが、年間1億7千万円を超える補助金については改善できていない。これは車両の更新による減価償却費が増加したこと等が原因であるが、無駄を省いた効率的な運行・運営にするとともに、運行経費を削減し補助金額を抑制する必要がある。</p> <p>なお、本年5月21日に運行会社と協議した結果、約4,129千円の運行経費を削減した。</p>				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内64市町村中48市町村でコミュニティバスを運行している(平成22年6月1日現在)。 ・近隣では坂戸市、鶴ヶ島市、所沢市、狭山市等が運行しているが、なかには日高市のように廃止した例もある。 ・補助金形式や運行委託等事業の方法に違いはあるが、全国的に見てもほぼ全てのコミュニティバスが赤字での運行となっている。 				
特記事項 (事業の沿革)	<p>平成8年3月の運行開始以降、平成12年度まで自治会や地域住民の要望に応じて路線の拡大と車両の増備を続けてきた。その結果、全ての路線の起点が総合福祉センターとなっていたこともあり、路線が長距離化、複雑化し、定時制、利便性、効率性の低いものになってしまった。また、利用者数も伸び悩んでいたことから、平成14~15年度にかけて利用実態調査と市民アンケートを実施し、実態と市民ニーズの把握に努め、別途組織した委員会で改善策を検討した。その結果、駅を起点とし地域内で完結する短距離路線へと再編し、利便性の向上を図り利用者数を増やすとともに受益者負担の観点から一部料金体系も見直し、運賃収入を増加させた。今年度も既に改善に向けて実態調査や委員会での議論を始めている。</p>				
事業を廃止又は縮小したときの影響	<ul style="list-style-type: none"> ・年間2億円近い支出を抑制できる。 ・利用者の多い路線もあり、廃止、縮小した時には一定規模の影響が想定される。 ・公共施設への交通手段としての役割も担っているため、施設独自の送迎手段の確保が必要となる場合もある。 				

川越シャトル運行経過と経費について

年度	改正日	概要	バス台数	運行本数	利用者数			運行経費	運賃収入	補助金	備考
					有料	無料	合計				
7	H 8 . 3 . 26	運行開始(東・南コース)	4	24	573	404	977	64,400,263	109,320	64,290,943	運行6日間
8	H 8 . 10 . 29	西・北コース運行開始	8	40	38,040	63,406	101,446	119,475,976	7,996,756	111,479,220	
9	変更なし		8	40	58,163	115,234	173,397	168,138,375	11,887,656	156,250,719	
10	H10 . 4 . 27	西コース増設・増便	9	50	58,953	148,661	207,614	197,738,110	12,480,819	185,257,291	
	9 . 30	南コース増設等	10	58							
11	H11 . 9 . 16	東・北コース増設等	12	69～71	63,976	188,361	252,337	214,403,059	13,299,229	201,103,830	東コースの 隔日運行で 本数異なる
	H12 . 3 . 30	南コース増設等	13	71～73							
12	H13 . 3 . 30	西コース増設	14	78～80	66,956	198,123	265,079	219,291,778	12,548,587	206,743,191	
13	変更なし		14	78～80	69,366	226,166	295,532	232,319,276	12,905,722	219,413,554	
14	H14 . 6 . 1	西コース一部路線変更	14	78～80	63,556	219,520	283,076	205,106,495	11,822,078	193,284,417	
15	変更なし		14	78～80	60,207	234,163	294,370	203,401,649	11,530,073	191,871,576	
16	変更なし		14	78～80	54,333	237,201	291,534	190,490,039	11,080,172	179,409,867	
17	変更なし		14	78～80	48,464	244,310	292,774	185,913,802	10,288,076	175,625,726	
18	H18 . 5 . 15	東コース停留所新設		78～80	53,327	243,993	297,320	198,890,742	11,058,531	187,832,211	
	12 . 1	全面改正	14								
	H19 . 1 ~ 3	バス更新8台		156							
19	変更なし		14	156	198,430	125,009	323,439	203,910,618	27,237,456	176,673,162	
20	H20 . 5 . 1	増設・減便	14	150	231,425	134,929	366,354	210,359,951	31,160,190	179,199,761	
21	変更なし	バス停4箇所新設	14	150	234,670	135,997	370,667	205,927,137	34,208,891	171,718,246	
累 計					1,065,769	2,379,480	3,445,249	2,613,840,133	185,404,665	2,428,435,468	

H21利用者

系統	人数			運行日数		運行便数		1日平均		1便平均		路 線	運行日
		前年対比			前年対比		前年対比		前年対比		前年対比		
10	31,874	1,250	96.23	359	0	6,821	0	88.79	96.23	4.67	96.23	鶴ヶ島駅西口～名細市民センター～霞ヶ関駅北口	毎日
11	8,095	2,561	75.97	359	0	3,949	210	22.55	75.97	2.05	80.01	いせはら団地～霞ヶ関駅南口～いせはら団地	毎日
12	7,825	860	90.10	206	1	824	4	37.99	89.66	9.50	89.66	西後楽会館～鶴ヶ島駅西口～オアシス	月水金日
13	7,099	1,017	87.47	153	1	612	4	46.40	88.04	11.60	88.04	西後楽会館～霞ヶ関駅北口～オアシス	火木土
14	11,856	738	106.64	359	30	1,436	120	33.03	97.73	8.26	97.73	いせはら団地～霞ヶ関駅南口～西後楽会館	毎日
20	31,944	160	100.50	357	0	7,140	0	89.48	100.50	4.47	100.50	川越駅西口～総合保健センター～西川越駅	毎日
21	43,516	2,369	105.76	359	0	5,026	0	121.21	105.76	8.66	105.76	川越駅西口～大塚新田～南大塚駅北口	毎日
22	19,674	2,508	114.61	359	0	2,154	0	54.80	114.61	9.13	114.61	川越駅西口～豊田町公民館～南大塚駅北口	毎日
23	4,881	45	99.09	359	0	1,077	0	13.60	99.09	4.53	99.09	南大塚駅北口～卸売市場～南大塚駅北口	毎日
24	8,571	602	93.44	153	1	612	4	56.02	94.05	14.00	94.05	川越駅西口～南大塚駅～西後楽会館	火木土
30	78,846	343	99.57	359	0	6,462	60	219.63	99.57	12.20	100.49	オアシス～川越駅東口～南文化会館	毎日
31	23,467	294	98.76	359	0	2,154	0	65.37	98.76	10.89	98.76	オアシス～川越駅東口～不老橋南～上福岡駅西口	毎日
32	26,105	849	103.36	359	0	2,154	0	72.72	103.36	12.12	103.36	オアシス～川越駅東口～旭橋西～上福岡駅西口	毎日
33	29,764	2,169	107.86	359	0	2,513	30	82.91	107.86	11.84	109.15	オアシス～川越駅東口～砂久保橋～上福岡駅西口	毎日
34	1,021	132	114.85	206	1	824	4	4.96	114.29	1.24	114.29	上福岡駅西口～南文化会館	月水金日
40	27,760	3,056	112.37	359	0	7,539	0	77.33	112.37	3.68	112.37	高階市民センター～南古谷駅～埼玉医大	毎日
41	625	95	86.81	359	0	1,077	0	1.74	86.81	0.58	86.81	南古谷駅～南田島～南古谷駅	毎日
42	4,744	545	89.70	206	1	824	4	23.03	89.26	5.76	89.26	南古谷駅～東後楽会館～芳野公民館～オアシス	月水金日
43	3,000	56	98.17	153	1	612	4	19.61	98.81	4.90	98.81	南古谷駅～下久下戸公民館～東後楽会館～オアシス	火木土
合計	370,667	4,313	101.18	359	0	53,810	180	1,032.50	101.18	6.89	101.52		

事業番号		3				
事業シート(概要説明書) 1						
点検対象事業名		庁用自動車管理		担当部名	総務部	
予算事業名		庁用自動車管理		担当課室名	管財課	
根拠法令		川越市自動車管理規程		事業開始年度	昭和 40 年度	
実施方法		直接実施				
		業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:)				
		補助金(交付先:)				
		その他()				
事業概要	目的 (何のために)	庁用車の効率的かつ経済的な運行と管理の適正を期することを目的				
	対象 (誰・何を対象に)	市が所有している車両が対象				
	事業内容 (手段、手法など)	車両の維持管理、車両の貸出し業務、交通事故処理業務、駐車場維持管理				
	事業の必要性	市役所業務を円滑に行うために適正な車両の配置と管理、安全で効果的な車両の更新を図るため				
コスト	平成22年度(予算額)		人件費			
	事業費	115,656 千円		職員構成	概算人件費	従事職員数
	人件費	85,965 千円	}	担当正規職員	85,965 千円	11.00 人
	総計	201,621 千円		臨時職員他	千円	人
平成22年度事業費内訳		需用費(燃料費・修繕料)66,941千円、役務費(保険料)13,219千円、 使用料・賃借料(バス借上げ料・駐車場賃貸借料)27,625千円 備品購入費1,280千円、公課費(自動車重量税)5,835千円、その他756千円				
事業費財源	年度	総額(千円)	内 訳			
			国・県支出金(千円)	地方債(千円)	その他(千円)	一般財源(千円)
	19年度 (決算額)	122,303				122,303
	20年度 (決算額)	116,259				116,259
	21年度 (決算見込額)	128,475				128,475
22年度 (当初予算額)	115,656				115,656	

事業番号	3
------	---

事業シート(概要説明書) 2

点検対象事業名	庁用自動車管理	担当部名	総務部
予算事業名	庁用自動車管理	担当課室名	管財課

活動実績	活動指標	単位	19年度	20年度	21年度
	庁用自動車保有台数	台	344	341	357

成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか)	<ul style="list-style-type: none"> ・庁用自動車の更新車両について、ライトバンから軽自動車に転換を図ります。 ・車両の使用状況(稼働率)から車両の配置換え及び新規・更新車両の抑制を進めていきます。 				
------------------------------	---	--	--	--	--

成果実績	成果指標	単位	19年度	20年度	21年度
	軽自動車保有台数	台	102	110	123
	ライトバン保有台数	台	80	74	67
	軽自動車の割合	%	56	60	65

事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、庁用自動車の更新車両について、ライトバンから軽自動車に転換を図ります。 ・車両の使用状況(稼働率)から車両の配置換え及び新規・更新車両の抑制を進めていきます。 				
----------------------------	---	--	--	--	--

比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	県内市3市(川口、所沢、越谷)について、川越市と同様集中管理を実施				
---------------------------	-----------------------------------	--	--	--	--

特記事項 (事業の沿革)	平成15年2月から専用車両のリース車両導入。平成12年度から庁用自動車の軽自動車化を推進してきた。				
-----------------	---	--	--	--	--

事業を廃止又は縮小したときの影響	集中管理方式を廃止した場合、各課が分散管理することとなり、非効率かつ非合理的と考えます。				
------------------	--	--	--	--	--

点検対象事業名 庁用自動車管理

事業内容

1. 車両の維持管理

公用車については、全体で357台を管理しています。その内訳として各課に配車されている作業用特種車両（塵芥収集車等）が234台、事務連絡用車両（ライトバン・軽自動車等）として長期貸出している車両が98台、そのほか貸出用共用車として22台があります。また専用車3台があります。

主な業務内容は

公用車の車検整備、法定点検、修繕業務

自賠責保険及び任意保険（全国市有物件災害共済会）加入業務

燃料支払い業務

2. 車両の貸出し業務

一般貸出し車両22台について、各課所の使用希望により半日または、時間単位で車両の貸出しを行っています。

マイクロバスの配車については、バス1台を保有し、各課の使用申請により運転職員1名で運行しております。（稼働回数・平成21年度111回）

なお、市有バスは平成15年度及び17年度にそれぞれ1台ずつ減らしました。

市有バスが不足した場合に、一日一台毎に単価契約した民営借上げバスを使用しております。

マイクロバスの主な使用目的

市が主催する公式行事	市が行なう式典、記念事業等の参列者送迎
市の行政事務等	市内各保育園園外保育のため園児送迎 中学校体育大会出場選手の送迎 福祉まつり参加者送迎 健康づくり教室参加者送迎
研修または視察	職員・委員研修、各種審議会委員送迎 民生児童委員研修視察 他市議会関係者の視察送迎
市内の施設見学等	市内施設巡り

3 . 交通事故処理業務

公用車による事故が発生した場合、車両管理担当では、直ちに警察に連絡するよう指示し、車両管理担当も現場に出向き事故状況を確認します。現場確認後、事故解決に至るまで当事課と保険会社（全国市有物件災害共済会）との調整に当たります。

事故の当事課に対しては、速やかに車両事故報告書の提出を依頼します。

4 . 駐車場の維持管理に関すること

公用車の駐車場として、庁舎周辺に、民間から借上げた駐車場が5箇所あります。除草・整地などの維持管理を行っています

事業番号	4					
事業シート(概要説明書) 1						
点検対象事業名	学校体育施設の開放			担当部名	文化スポーツ部	
予算事業名	学校体育施設の活用			担当課室名	スポーツ振興課	
根拠法令	スポーツ振興法、川越市学校施設使用規則			事業開始年度	昭和 50 年度	
実施方法	直接実施					
	業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:各開放学校施設運営委員会)					
	補助金(交付先:)					
	その他()					
事業概要	目的 (何のために)	地域住民のスポーツやレクリエーション活動の場の確保を図るため、学校教育上支障のない範囲で、市内の小・中学校の体育施設を住民に開放し、その利用に供することを目的としています。				
	対象 (誰・何を対象に)	地域住民				
	事業内容 (手段、手法など)	開放校ごとに運営委員会を設置し、管理運営を委託する。運営委員会は利用団体の登録取りまとめ、利用調整を行ない市に許可申請をする。運営委員会の管理指導員は施設及び設備の管理、利用者の指導、施設の開錠及び施錠等をする。				
	事業の必要性	身近な施設でスポーツに親しむ場所を確保するため、現在小中学校の体育施設を52校で開放しており、564団体16,216人が登録利用している。地域住民のスポーツ、レクリエーション活動の場として学校教育に支障のない範囲で開放する必要性がある。				
コスト	平成22年度(予算額)		人件費			
	事業費	9,440 千円		職員構成	概算人件費	従事職員数
	人件費	3,126 千円	}	担当正規職員	3,126 千円	0.40 人
	総計	12,566 千円		臨時職員他	千円	人
平成22年度 事業費内訳	修繕料100,000円 委託料9,339,880円(各開放学校施設運営委員会に810円×開放日数+事務費10,000円)					
事業費 財源	年度	総額(千円)	内 訳			
			国・県支出金(千円)	地方債(千円)	その他(千円)	一般財源(千円)
	19年度 (決算額)	9,693				9,693
	20年度 (決算額)	9,740				9,740
	21年度 (決算見込額)	9,735				9,735
22年度 (当初予算額)	9,440				9,440	

事業番号	4				
事業シート(概要説明書) 2					
点検対象事業名	学校体育施設の開放			担当部名	文化スポーツ部
予算事業名	学校体育施設の活用			担当課室名	スポーツ振興課
活動実績	活動指標	単位	19年度	20年度	21年度
	開放校数	校	53	53	53
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか)	開放学校施設の利用度は高く、施設の有効活用がなされている。今後も有効活用しスポーツの振興を図っていく。				
成果実績	成果指標	単位	19年度	20年度	21年度
	利用団体数	団体	22,393	21,839	23,182
	利用者数	人	448,694	433,269	455,186
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	地域スポーツを支える事業であり、今後も事業を推進していく。				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	所沢市 38校開放 委託料6,900,000円 越谷市 45校開放 助成金15,270,000円 大津市 47校開放 委託料8,618,000円 前橋市 69校開放 委託料5,727,000円				
特記事項 (事業の沿革)					
事業を廃止又は縮小したときの影響	地域住民のスポーツ、レクリエーション活動の場の確保ができない。				

< 川越市学校体育施設開放事業について >

登録利用団体

- 1 市内に在住、在勤、在学する者が過半数をしめる5人以上の団体であること。
- 2 利用団体の代表者及び責任者、その連絡先が明確なこと。
- 3 スポーツ傷害保険に必ず加入していること。

開放運営委員会

- 1 開放運営委員会は、各自治会の代表者、PTA代表者、利用団体の代表者、体育指導委員、学校、その他地域の代表者等で構成する組織とする。
- 2 利用団体の登録を取りまとめ、市に提出する。(登録証の有効期限は2年)
- 3 毎月1回、利用団体調整会議を開催し、利用団体の調整を行う。
- 4 利用月の前々月の25日までに、開放学校施設利用許可申請書と使用カレンダーを市に提出する。
- 5 開放学校施設利用状況報告書を利用月の翌月10日までに市に提出する。
- 6 開放運営委員会の総会は4月に開催し、総会資料を市に提出する。

開放運営委員会の管理指導員

- 1 開放運営委員会から管理指導員を選出し、教育長が委嘱する。
- 2 管理指導員は、教育長の指示により、開放校の施設及び設備の管理、利用者の指導に当たる。
- 3 管理指導員は、施設の開錠及び施錠、利用登録証及び利用許可書の確認、利用者の安全管理、管理日誌の記入確認、利用団体調整会議に出席などの職務がある。

< 開放学校施設管理運営委託料・算出基準 >

年間委託料 = 消耗品費・会議費 + 管理指導員の管理指導業務費

1 委託料

委託料は、開放運営委員会の消耗品費・会議費の一部、管理指導員の管理指導業務費の一部とする。

一開放運営委員会の年間委託料の上限額は、18万7千円とする。

2 開放運営委員会の消耗品費、会議費

一律 1万円とする。(コピー用紙、印刷代、事務用品等)

3 管理指導員の管理指導業務費

管理指導員の管理指導業務費の上限額は、17万7千円とする。

管理指導業務費は、年間開放計画日数を基に、1日当たり810円として算出する。

< 利用状況 > 開放学校数 小学校 33校、中学校 20校

21年度	体育館			運動場			柔剣道場		
	開放日数	利用団体数	利用者数	開放日数	利用団体数	利用者数	開放日数	利用団体数	利用者数
小学校	8,418	11,520	219,276	3,060	5,056	155,587			
中学校	4,313	5,296	62,672	435	560	9,594	750	750	8,057

平成21年度 開放日数及び委託料一覧

学校名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	開放月数	事務費	管理指導業務費	21委託料
川越第一小	25	31	30	31	31	30	31	30	25	25	28	10	327	12	10,000	177,000	187,000
川越小	30	31	30	31	31	30	31	30	30	30	28	31	363	12	10,000	177,000	187,000
中央小	29	31	30	31	31	30	31	30	30	28	28	15	344	12	10,000	177,000	187,000
仙波小	23	28	26	26	24	26	21	25	20	17	27	5	268	12	10,000	177,000	187,000
武蔵野小	28	30	30	28	28	30	28	30	28	28	28	25	341	12	10,000	177,000	187,000
新宿小	27	28	25	26	25	26	25	27	25	24	24	11	293	12	10,000	177,000	187,000
大塚小	21	26	25	26	27	24	28	26	21	15	15	13	267	12	10,000	177,000	187,000
泉小	30	26	30	31	31	30	31	30	28	23	28	9	327	12	10,000	177,000	187,000
月越小	30	31	30	31	31	30	31	30	31	28	26	15	344	12	10,000	177,000	187,000
今成小	23	31	30	31	30	30	31	31	28	28	28	10	331	12	10,000	177,000	187,000
芳野小	21	31	30	31	28	30	30	30	22	22	28	4	307	12	10,000	177,000	187,000
古谷小	22	22	22	20	20	20	20	22	22	20	20	10	240	12	10,000	177,000	187,000
旧古谷東小	27	27	25	27	26	26	27	25	24	25	24	26	309	12	10,000	177,000	187,000
南古谷小	24	31	30	28	31	29	23	25	28	27	28	12	316	12	10,000	177,000	187,000
牛子小	27	31	30	31	30	29	30	28	31	31	28	10	336	12	10,000	177,000	187,000
高階小	20	31	30	31	31	30	31	30	28	28	28	15	333	12	10,000	177,000	187,000
高階南小	28	31	30	29	31	29	21	30	28	28	28	9	322	12	10,000	177,000	187,000
高階北小	23	31	30	31	31	30	31	31	31	31	28	3	331	12	10,000	177,000	187,000
高階西小	19	26	26	27	26	26	27	25	27	24	24	5	282	12	10,000	177,000	187,000
寺尾小	23	31	30	31	31	30	29	30	28	28	28	4	323	12	10,000	177,000	187,000
福原小	21	24	24	22	20	24	24	24	22	20	20	7	252	12	10,000	177,000	187,000
大東東小	30	31	30	31	31	30	31	30	28	28	28	31	359	12	10,000	177,000	187,000
大東西小	30	31	30	31	31	30	31	29	30	25	28	15	341	12	10,000	177,000	187,000
霞ヶ関小	22	22	26	26	26	23	24	23	23	23	23	6	267	12	10,000	177,000	187,000
霞ヶ関南小	8	10	8	8	10	8	9	9	8	10	8	8	104	12	10,000	84,240	94,240
霞ヶ関北小	24	23	28	30	27	21	27	25	25	25	27	11	293	12	10,000	177,000	187,000
霞ヶ関東小	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	10	344	12	10,000	177,000	187,000
霞ヶ関西小	25	27	25	20	10	26	26	25	25	24	24	15	272	12	10,000	177,000	187,000
川越西小	27	30	30	26	29	26	25	27	29	25	20	20	314	12	10,000	177,000	187,000
名細小	22	25	25	27	28	26	26	24	24	25	23	23	298	12	10,000	177,000	187,000
上戸小	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365	12	10,000	177,000	187,000
広谷小	23	31	30	31	31	30	31	30	31	28	28	5	329	12	10,000	177,000	187,000
山田小	24	31	30	28	31	30	31	30	26	25	28	8	322	12	10,000	177,000	187,000
小学校計	816	932	915	920	910	899	904	901	868	830	837	432	10,164		330,000	5,748,240	6,078,240
川越第一中	27	31	30	20	31	30	31	30	25	25	28	25	333	12	10,000	177,000	187,000
初雁中	23	25	25	28	25	24	24	24	22	24	24	20	288	12	10,000	177,000	187,000
富士見中	24	26	26	27	26	26	27	25	24	24	25	21	301	12	10,000	177,000	187,000
野田中	25	26	26	27	26	26	25	25	25	22	24	21	298	12	10,000	177,000	187,000
芳野中	24	25	26	26	22	24	26	27	20	19	20	27	286	12	10,000	177,000	187,000
東中	24	24	28	28	28	28	28	28	24	20	20	24	304	12	10,000	177,000	187,000
南古谷中	30	31	30	31	31	30	29	30	28	26	28	30	354	12	10,000	177,000	187,000
高階中	10	10	10	10	10	10	10	10	8	8	10	10	116	12	10,000	93,960	103,960
高階西中	29	31	29	31	30	30	29	30	28	27	28	29	351	12	10,000	177,000	187,000
寺尾中	29	28	29	30	29	29	29	29	25	23	28	27	335	12	10,000	177,000	187,000
砂中	21	24	18	23	20	20	21	20	22	22	20	18	249	12	10,000	177,000	187,000
福原中	23	25	25	26	26	26	23	23	23	21	23	23	287	12	10,000	177,000	187,000
大東中	25	28	27	26	26	27	30	24	23	22	24	23	305	12	10,000	177,000	187,000
大東西中	25	28	25	28	26	25	27	26	23	25	26	25	309	12	10,000	177,000	187,000
霞ヶ関中	22	22	26	26	25	23	25	23	26	23	23	20	284	12	10,000	177,000	187,000
霞ヶ関西中	28	31	30	31	28	30	28	30	31	28	28	26	349	12	10,000	177,000	187,000
川越西中	23	26	21	26	26	24	22	24	22	24	23	18	279	12	10,000	177,000	187,000
名細中	24	26	26	27	26	26	26	25	23	24	24	22	299	12	10,000	177,000	187,000
鯨井中	28	31	30	31	31	28	31	30	28	28	28	28	352	12	10,000	177,000	187,000
山田中	29	31	30	31	31	30	31	30	28	31	28	29	359	12	10,000	177,000	187,000
中学校合計	493	529	517	533	523	516	522	513	478	466	482	466	6,038		200,000	3,456,960	3,656,960
総計	1,309	1,461	1,432	1,453	1,433	1,415	1,426	1,414	1,346	1,296	1,319	898	16,202		530,000	9,205,200	9,735,200

事業番号	5					
事業シート(概要説明書) 1						
点検対象事業名	要介護高齢者等手当支給			担当部名	福祉部	
予算事業名	要介護高齢者等手当			担当課室名	高齢者いきがい課	
根拠法令	川越市要介護高齢者等手当支給条例			事業開始年度	平成 12 年度	
実施方法	直接実施					
	業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:)					
	補助金(交付先:)					
	その他()					
事業概要	目的 (何のために)	要介護高齢者及びその介護者の福祉の増進を図るため				
	対象 (誰・何を対象に)	市内に住所を有する65歳以上の要介護高齢者(要介護3~5の認定を受けている方)及びその介護者(ただし、要介護高齢者については介護保険施設等に入所していない方、介護者については実際に要介護高齢者を毎日介護している方)				
	事業内容 (手段、手法など)	要介護高齢者 月額6,000円、介護者 月額6,500円を年3回に分けて支給				
	事業の必要性	介護保険制度による介護サービスを補完するために必要				
コスト	平成22年度(予算額)		人件費			
	事業費	320,000 千円		職員構成	概算人件費	従事職員数
	人件費	16,150 千円	}	担当正規職員	15,630 千円	2.00 人
	総計	336,150 千円		臨時職員他	520 千円	0.50 人
平成22年度事業費内訳		扶助費 320,000千円 人件費 担当者4名+臨時職員1名 (毎日の申請書処理を1名、変更届処理を1名、月1回入所・要介護度チェックを1名、年3回支払月に振込準備事務を9名が担当)				
事業費財源	年度	総額(千円)	内 訳			
			国・県支出金(千円)	地方債(千円)	その他(千円)	一般財源(千円)
	19年度 (決算額)	251,646				251,646
	20年度 (決算額)	280,964				280,964
	21年度 (決算見込額)	294,232				294,232
22年度 (当初予算額)	320,000				320,000	

事業番号	5				
事業シート(概要説明書)2					
点検対象事業名	要介護高齢者等手当支給			担当部名	福祉部
予算事業名	要介護高齢者等手当			担当課室名	高齢者いきがい課
活動実績	活動指標	単位	19年度	20年度	21年度
	要介護高齢者の申請者数	人	1,030	1,130	1,072
	介護者の申請者数	人	900	1,013	889
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか)	要介護高齢者及び介護者の精神的・経済的負担の軽減に寄与してきた。支給者数は年々増加している。(平成21年度の申請者数は20年度に比して減少しているが、廃止者数が少なかったため延支給者数は増加している。)限られた財源の中で、引き続き福祉の増進が図れるよう事業を継続していきたい。				
成果実績	成果指標	単位	19年度	20年度	21年度
	要介護高齢者の延支給者数	人	21,764	24,554	25,799
	介護者の延支給者数	人	18,625	20,560	21,448
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	本事業は要介護高齢者及び介護者の精神的・経済的負担の軽減を図り、意義のあるものである。しかしながら、今後の支給状況と財政負担とを踏まえて事業をどのような形で今後継続していくのが課題となっており、要件の見直しが必要と思われる。引き続き事業を継続していけるよう十分に検討していきたい。				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	県内人口20万超の市では8市、中核市では11市が同様の事業をおこなっている。いずれも本市に比べて厳しい条件となっている。支給要件が要介護4以上である場合が多く、支給対象者も要介護高齢者本人か介護者のいずれか一方のみに支給している。支給金額については5,000円以下が多い。				
特記事項 (事業の沿革)	高齢者福祉施策の一環として昭和47年度に川越市ねたきり老人手当支給条例制定。昭和63年度に痴呆性老人介護者慰労金支給条例を制定。両条例対象者の一元化を図り、平成6年に川越市ねたきり老人等手当支給条例制定(県補助金あり)。平成12年4月1日から介護保険法の施行に伴い、要介護認定を受けることが給付の前提になることから、要介護3以上を要件とする現在の川越市要介護高齢者等手当支給条例を新たに制定。				
事業を廃止又は縮小したときの影響	施設に入所している方と在宅で介護を受けている方とでは介護保険給付費に差があり、在宅の方について介護保険制度を補完するために手当を支給することで福祉増進を図ってきた。ただ、在宅介護支援として他に紙おむつサービス等の市単事業をおこなっており、今後、支給対象者が年々増加していく中で厳しい財政状況を考えると要件の見直し等検討が必要と思われる。				

要介護高齢者等手当支給事業 補足資料

1 要介護認定とは

要介護認定とは、介護保険制度において介護サービスの利用に先立って利用者が介護を要する状態であることを公的に認定するものです。

最も軽度の要支援1、要支援2 から、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、最も介護を要するとされる要介護5 の7段階に分けられます。要介護認定の結果においては、自立を意味する非該当の結果が出ることもあります。

要介護3～5の認定者は、身体上又は精神上的の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、一定期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態が重い方々です。

要介護認定の基準時間

要介護度	介護に必要な推計基準時間
要介護1（軽度）	32分以上50分未満
要介護2（中度）	50分以上70分未満
要介護3（重度）	70分以上90分未満
要介護4（最重度）	90分以上110分未満
要介護5（さらに最重度）	110分以上

2 川越市要介護高齢者数増加推移表（推計値）「第4期川越市介護保険事業計画」より

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
要介護3認定数(推計値)	1,789	1,979	2,139	2,338	2,539	2,727
要介護4認定数(推計値)	1,404	1,478	1,546	1,619	1,692	1,741
要介護5認定数(推計値)	1,014	1,121	1,194	1,302	1,399	1,493

他市照会結果比較一覧表

県内20万超各市 8市(越谷・熊谷・春日部・所沢・上尾・川口・草加・さいたま)

対象者		年齢		要介護度		在宅要件		収入要件		支給金額(月額換算)	
本人のみ	4	65歳以上	8	要介護1以上	0	なし	0	なし	3	5,000円以下	6
介護者のみ	2	40歳以上	0	要介護3以上	1 ²	あり	8	あり	5	6,000円以上 10,000円未満	0
いずれか一方	1	その他	0	要介護4以上	5					10,000円	2 ^{2,3}
双方	1 ¹			常時臥床 又は 重度認知症	2					その他	0

¹ 熊谷市:常時臥床又は重度認知症、生計中心者前年所得税非課税
² さいたま市:本人のみ、本人住民税非課税
³ 上尾市:いずれか一方、要介護4以上、生計中心者前年所得税非課税

中核市 11市(いわき・富山・金沢・長野・岡崎・姫路・岡山・倉敷・高松・松山・鹿児島)

対象者		年齢		要介護度		在宅要件		収入要件		支給金額(月額換算)	
本人のみ	2	65歳以上	9	要介護1以上	1 ¹	なし	0	なし	8	5,000円以下	6
介護者のみ	9	40歳以上	1 ¹	要介護3以上	2 ^{3,4}	あり	11	あり	3	6,000円	1
いずれか一方	0	その他	1 ²	要介護4以上	2					7,500円	1 ⁴
双方	0			常時臥床 又は 重度認知症	6					10,000円	2 ^{2,5}
										その他	1 ¹

¹ 松山市:本人のみ、世帯全員非課税、要介護度別支給金額
(要介護1:年額30,000円~要介護5:年額80,000円)
² 富山市:介護者のみ、60歳以上常時臥床、65歳以上認知症
世帯全員の合計所得1,000万円未満
³ 長野市:介護者のみ、要介護度別支給
⁴ 鹿児島市:介護者のみ、6か月以上在宅
⁵ 姫路市:介護者のみ、常時臥床又は重度認知症

事業番号		6				
点検対象事業名		総合健診、スマイル健診事業		担当部名	保健医療部	
予算事業名		成人健診		担当課室名	成人健診課	
根拠法令		健康増進法		事業開始年度	平成 11 年度	
実施方法		直接実施				
		業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:)				
		補助金(交付先:)				
		その他()				
事業概要	目的 (何のために)	市民の疾病の早期発見、早期治療				
	対象 (誰・何を対象に)	総合健康診査: 40歳以上の市民、スマイル健康診査: 18歳以上の市民 健康づくりスケジュールには、同じ年度に特定健診、長寿医療健康診査、職場健診、人間ドックなどを受診する機会のない方が対象ですと説明されている。				
	事業内容 (手段、手法など)	総合保健センターにおいて、総合健診は週3回、スマイル健診は月3回程度の健康診査を実施する。診察、尿検査、血液検査、心機能検査等の健康診査と胃がん、肺がん等のがん検診を組合わせた本市独自の健診であり、スマイルは総合健診から胃部X線検査を除いた簡易健診である。				
	事業の必要性	がん検診については、健康増進法第19条の2により市町村が行う健康増進事業として位置づけられており、本市は他にも集団検診や個別検診等のがん検診を実施している。また健康診査については、無保険者(生活保護受給者など)への実施が同法に定められている。				
コスト	平成22年度(予算額)		人件費			
	事業費	35,311千円		職員構成	概算人件費	従事職員数
	人件費	14,978千円	}	担当正規職員	14,458千円	1.85人
	総計	50,289千円		臨時職員他	520千円	0.50人
平成22年度事業費内訳		報酬: 5,645千円(診察を担当する医師への報酬) 報償金: 17,440千円(健診に従事する看護師、X線写真読影、各種判定業務を行う医師への報償金) 需用費: 2,751千円(健診に使用する消耗品、医薬材料費、診断書類等の印刷費) 役務費: 1,508千円(受診案内、結果通知等の郵送費) 委託料: 7,968千円(血液検査等の臨床検査業務委託料)				
事業費財源	年度	総額(千円)	内 訳			
			国・県支出金(千円)	地方債(千円)	その他(千円)	一般財源(千円)
	19年度 (決算額)	40,097			5,878	34,219
	20年度 (決算額)	45,770			5,150	40,620
	21年度 (決算見込額)	35,996			5,151	30,845
22年度 (当初予算額)	35,311			4,990	30,321	

事業番号	6
------	---

事業シート(概要説明書) 2

点検対象事業名	総合健診、スマイル健診事業			担当部名	保健医療部
予算事業名	成人健診			担当課室名	成人健診課
活動実績	活動指標	単位	19年度	20年度	21年度
	総合健診・実施回数	回	123	123	123
	スマイル健診・実施回数	回	31	31	31
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか)	<p>平成20年の老人保健法廃止に伴い、市町村の責務であった基本健康診査から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査が制度化され、40歳以上の健康診査の実施は各保険者に義務化となった。その後2年が経過し、住民に対する特定健診の周知は十分図られている。</p> <p>このような状況のなか、総合健診は毎年2,900人、スマイル健診は1,400人前後の受診者がある。多数の検診を一度に受診できる利点があるため、受診希望者は多く、抽選で受診者を決定している。特に希望が多い第1期の申込時の倍率は、1.5～1.9倍程度になる。しかし、施設を利用しての健診なので、回数や定員を増やすことは困難であり受診者の増加は見込めない。</p>				
成果実績	成果指標	単位	19年度	20年度	21年度
	総合健診・受診人数	人	2,926	2,875	2,913
	スマイル健診・受診人数	人	1,326	1,374	1,379
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>現在、市町村が実施主体となっている事業はがん検診と国保特定健診であり、39歳以下の健診は法的根拠がなく、市独自事業となっている。</p> <p>厳しい財政事情等を考えれば、本来市が担うべき事業を中心に整理し実施していくことが重要と考える。今後の方向性としては、現在本市が実施している総合健診、スマイル健診を縮小あるいは廃止し、本来の市の責務であるがん検診等の充実を図り、悪性新生物の死亡割合の低下を図ることが課題であると考えている。また、廃止された老人保健法に基づく基本健康診査相当部分については、現行制度に従って各保険者が担い、生活保護受給者等の無保険者の方については特定健診相当の受診ができるよう市が医療機関に委託実施できると考える。</p>				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>県内10万以上の市で、本市のようにセンター直営でがん検診とセットになった健診を実施している例はない。また39歳以下については、30～39歳について6市が医療機関委託での個別検診、あるいは集団検診により健康診査のみ実施している。また18～39歳について3市(2市は女性のみ)が健康診査を個別あるいは集団検診により実施している。</p>				
特記事項 (事業の沿革)	<p>平成11年の総合保健センターの開設時より、がんを含む生活習慣病の早期発見、早期治療を目的に、同年6月から総合健診は週3回、スマイル健診は月3回程度の午前中の通年事業として開始された。多数の検診を一度に安価で受診できるという利点があり、検診内容の見直しなどを経て現在に至っている。1回あたりの定員は総合は25名、スマイルが50名。21年度はそれぞれ123回、31回実施した。</p>				
事業を廃止又は縮小したときの影響	<p>総合健診、スマイル健診は共に毎年受診を希望し申込み、いわゆるリピーターが多く存在する。事業を中止した場合、一時的に混乱が生じることが予想されるため、特定健診、後期高齢者(長寿医療)健康診査、市のがん検診事業などの利用の周知や、民間の人間ドック受診勧奨等の対応が必要と思われる。</p>				

川越市公開事業点検「総合健診・スマイル健診事業」

川越市の成人健(検)診事業

- ・施設健診 実施日程にしたがい、総合保健センター2階健診フロアで実施する健診。総合健診、スマイル健診、総合がん検診、レディース検診、骨密度測定がある。
- ・集団検診 実施日程にしたがい、レントゲン車を準備し各公民館等で実施するがん検診。胃がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、肺がん検診を実施。
- ・個別検診 受診者が直接、委託医療機関へ行き受診するがん検診。6月から12月に実施。大腸がん検診、前立腺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診(22年度から)

日程、申込方法は全世帯配布の健康づくりスケジュール、市ホームページに掲載される。個人負担金は各検診毎に設定されるが、市民税非課税世帯や70歳以上の市民は無料となる。

総合健康診査、スマイル健康診査について

・総合健診

平成11年4月の総合保健センターの開設により、施設を活用し多数の検診を一度に受診できることを利点として、同年6月から毎週水、木、金曜日午前中の通年事業として、実施した。当初は年90回、1回の定員20名、計1,800名規模で開始した。平成12年度からは血液、生化学検査等の項目を増やし、更に65歳以上の男性には前立腺特異抗原検査を開始した。需要が高いため、平成14年度からは、毎週火、水、木曜日午前中に、1回の定員を25名、実施回数を118回、計2,950名定員として実施。同年7月からは、肝炎ウイルス検査も開始した。平成17年度からは前立腺特異抗原検査の年齢を50歳以上に引き下げた。

21年度は年間123回、3,075名定員で実施した。安価(1,600円)で、多数の検診を一度に受診できるため、年間予定を3期に分けての募集では受診希望者が多く抽選により受診者を決定している。応募総数は毎年あまり変わらないことから、毎年申込み人が多数を占めていると思われる。

対象者は40歳以上で、日頃健診を受ける機会のない市民。検査項目は身体計測、血圧測定、血液・尿検査、心電図・眼底検査、歯周疾患検査、骨密度測定、肝炎ウイルス検査に総合がん検診(胸部X線、喀痰検査、胃部X線バリウム検査、便潜血反応(大腸がん)検査、前立腺がん検査(50歳以上男性))を加えたもの。

特定健診に比べて尿・血液検査等の検査項目が充実しているため、不公平が生じている。

・スマイル健診

平成11年から若年者(18~39歳)向けの簡易健康診査として、また平成12年度からはそれに加え40歳以上に対し、総合健診より胃がん検診を除いた健康診査として実施した。平成13年度から前立腺特異抗原検査を追加。

平成21年度は1回50名、31回で1,550名定員で実施した。個人負担は39歳以下は500円、40歳以上は1,100円。総合同様、希望者は多い。特定健診に比べて検査項目に差異があるのは、総合健診と同様である。

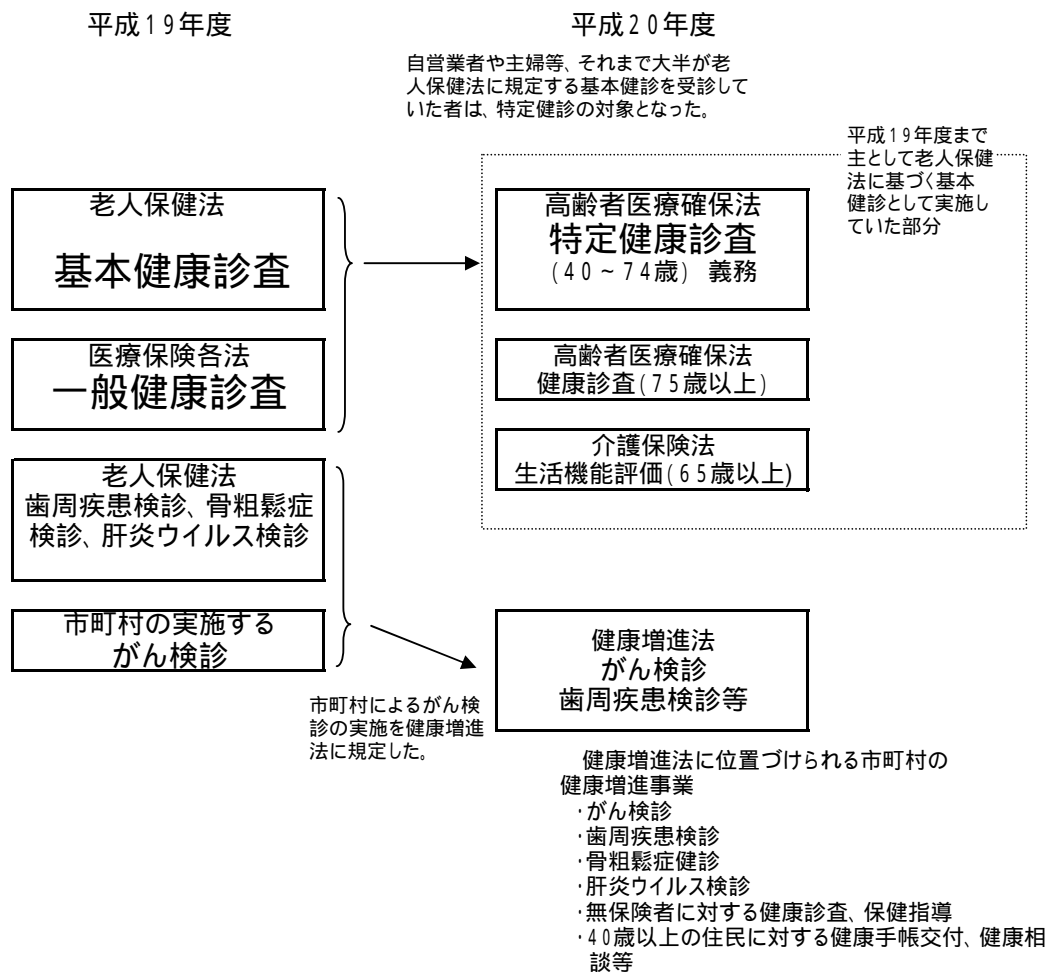
総合保健センターでの施設健診の開催例

	月	火	水	木	金
午前	総合がん検診 (25名)	総合健診 (25名)	総合健診 (25名)	総合健診 (25名)	スマイル健診 (50名)
午後		レディース検診 (乳がん検診) (50名)	骨密度測定 (50名)		レディース検診 (乳がん検診) (50名)

その他の施設検診の21年度開催実績

総合がん検診	21回	504人
レディース検診	62回	2,589人
骨密度測定	12回	368人

健診(検診)に係る制度の変更



平成20年の法改正に伴い、市町村の義務であった基本健康診査から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査が制度化され、40歳以上の健康診査の実施は各保険者に義務化された。

一方、わが国の死亡原因第一位であるがん対策については、国のがん対策推進基本計画では平成23年度までにがん検診受診率を50%にすることが目標とされているが、全国的に達成は難しい状況であり、とりわけ本市の受診率は低いのが実状である。

受診者数を増やすことは比例して検診費用の増加につながるため、昨今の厳しい財政状況の中では、本来市が行うべき事業を見極め、整理していくことが必要となっている。

平成20年度がん検診受診率(埼玉県内)

	胃がん	子宮頸がん	乳がん	肺がん	大腸がん
川越市	3.52%	13.88%	5.76%	4.01%	14.71%
県内市平均	6.88%	11.41%	11.53%	14.06%	15.23%

事業番号		7				
事業シート(概要説明書) 1						
点検対象事業名		環境マネジメントシステム推進事業(ISO環境マネジメントシステム定期審査委託)	担当部名 環境部			
予算事業名		環境マネジメントシステム推進	担当課室名 環境政策課			
根拠法令			事業開始年度 平成 11 年度			
実施方法		直接実施				
		業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:)				
		補助金(交付先:)				
		その他()				
事業概要	目的(何のために)	ISO14001の規格に基づき構築し認証取得した「川越市環境マネジメントシステム」により、市の活動を管理・推進し、市役所が環境に与える影響を継続的に改善していく。また、市の率先した取組により、市内事業者への環境マネジメントシステムの普及を図る。				
	対象(誰・何を対象に)	「川越市環境マネジメントシステム」は、市の事務・事業、市庁舎等・上下水道局庁舎などの施設、臨時・非常勤を含む全職員及び環境管理協力団体等について適用する。				
	事業内容(手段、手法など)	「川越市環境マネジメントマニュアル」を運用基準とし、PDCAサイクル(計画、実行、点検・是正、見直し)を適用することで市の活動(事務運営項目、施設管理項目、事業配慮項目、環境保全・創造施策項目に分類)が環境に与える影響を継続的に改善する。				
	事業の必要性	毎年、システムを継続的に改善し、計画的な進行管理に務めており、一定の成果があがっている。 市内最大の事業者である市自らが環境に与える負荷を低減させるため、率先して環境に配慮した取組を実施し、市民・事業者の先導的役割を果たしていくことは、地域の環境改善のために重要であることから、本事業は引き続き実施していく必要がある。				
コスト	平成22年度(予算額)		人件費			
	事業費	728千円	職員構成	概算人件費	従事職員数	
	人件費	5,471千円	}	担当正規職員	5,471千円	0.70人
	総計	6,199千円		臨時職員他	千円	人
平成22年度事業費内訳		普通旅費 34千円(研修・講演会等交通費) 消耗品費 32千円(関連書籍、点検票用厚紙、ごみ調査用マスク・手袋、等購入費) 食糧費 1千円(審査員賄い) 手数料 661千円(年間登録維持料 57,750円、定期審査費用 602,700円)				
事業費財源	年度	総額(千円)	内 訳			
			国・県支出金(千円)	地方債(千円)	その他(千円)	一般財源(千円)
	19年度(決算額)	780				780
	20年度(決算額)	1,296				1,296
	21年度(決算見込額)	770				770
	22年度(当初予算額)	728				728

事業番号	7				
事業シート(概要説明書) 2					
点検対象事業名	環境マネジメントシステム推進事業(ISO環境マネジメントシステム定期審査委託)		担当部名	環境部	
予算事業名	環境マネジメントシステム推進		担当課室名	環境政策課	
活動実績	活動指標	単位	19年度	20年度	21年度
	進行管理点検票に基づく点検数	回	4	4	4
	外部審査機関による不適合数	件	0	0	0
	実施報告書発行回数	回	1	1	1
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか)	<p>「川越市環境マネジメントシステム」の適用により、毎年システムや組織の継続的な改善が図られており、省資源・省エネルギー・廃棄物抑制の取組による経費削減効果があがっている。環境施策の推進や負荷の大きい設備のリスクマネジメント効果もあると考えられる。また、市内における環境マネジメントシステムの認証取得事業者数は増加している。</p> <p>今後も市として環境負荷低減のための継続的な取組を続けていくとともに、「エコアクション21自治体イニシャティブ・プログラム」の実施などによって市内事業者へ環境マネジメントシステムの一層の普及促進を図っていく。</p>				
成果実績	成果指標	単位	19年度	20年度	21年度
	目標に関する不適合項目数	件	11	11	11
	システム及び組織の改善数	件	7	6	7
	環境マネジメントシステムに係る認証取得事業者数	事業者	140	160	171
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>ISO14001の認証を維持しつつ、より効率的かつ実効性のあるシステムへ改善していく必要がある。</p> <p>これまで目標としてきた「紙・ごみ・電気」などについては、職員の取組により削減を実現してきたが、一方で約10年を経て大きな成果が望めなくなっている。そのため今後は、あらゆる事務事業・日常業務に対しても環境マネジメントシステムの考え方や取組を広げていくことが重要である。</p> <p>また、法律が求める市役所全体での地球温暖化対策および省エネルギー等の実現のため、市のすべての施設にシステムの考え方や取組を活かしていくことが必要である。</p>				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>埼玉県内でISO14001の認証を受けている自治体は、川口市、東松山市、戸田市、北本市、蓮田市、さいたま市(全区役所)などがある。</p> <p>他にも環境マネジメントシステムの類型として、ISO14001自己適合宣言(所沢市・飯能市・狭山市・入間市の4市合同宣言、長野県飯田市など)等が挙げられる。</p>				
特記事項 (事業の沿革)	<p>平成11年11月11日 ISO14001認証取得(県内市町村では初)</p> <p>平成14年11月 更新審査に併せて登録範囲を拡大(上下水道局庁舎、東清掃センター、リサイクルセンター、環境衛生センターを追加)</p> <p>平成17年10月 更新審査に併せてISO14001規格2004年版への移行</p> <p>平成20年10月 更新審査(3度目)</p>				
事業を廃止又は縮小したときの影響	<p>環境マネジメントシステムによる取組は、市が事業者として環境への負荷を軽減する他に、自ら事務事業の見直しを図ることもできるため、必要不可欠である。</p> <p>第三者による審査・認証を受ける利点として、システムの取組について一定のレベルが確保されること、客観的かつ高度に専門的な助言が受けられること、事業者等への啓発効果があること等がある。事業を廃止・縮小した場合、こうしたメリットが失われると考えられる。</p>				

1. 環境マネジメントシステムに関する用語解説

< 環境マネジメントシステム全般 >

環境マネジメントシステム（Environmental Management System；EMS）
組織が、環境に与える影響を、継続的に改善していくための仕組みのこと。

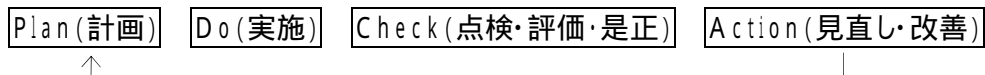
ISO14001

国際標準化機構（ISO）が定めた、環境マネジメントシステムの国際規格のこと。「川越市環境マネジメントシステム」はこの規格に適合するものとして、認証を受けている。

PDCAサイクル

一般的な事業活動における管理業務を円滑に進めるための手法の一つ。

事業の実施において、以下のサイクルを繰り返し、継続的に業務の改善を行っていく。



< 川越市の活動の分類 >

- 事務運営項目 ... 日常事務におけるエコオフィスの活動(紙・電気の使用、ごみの排出等)
- 施設管理項目 ... 環境に影響を及ぼす設備の管理(ボイラー等)
- 事業配慮項目 ... 市の行う公共工事における環境配慮
- 環境保全・創造施策項目 ... 「第二次川越市環境基本計画」の施策に関連する事業の管理

< 活動指標・成果指標 >

外部審査機関による不適合

認証登録機関の定期・更新審査において指摘される、川越市環境マネジメントシステム自体に関わる不適合項目(=改善指摘事項)のこと。これが改善されない限り、ISO14001に適合しているとの認証を受けることができない。

目標に関する不適合

川越市環境マネジメントシステムにおける取り組みで、設定した目標値をクリアできなかった項目のこと。ここでは特に、事務運営項目の庁舎全体目標、施設管理項目、事業配慮項目、環境保全・創造施策項目、環境関連法規制等の順守について、不適合であった項目数を挙げている。

システム及び組織の改善数

外部審査や内部監査、環境管理統括者(市長)の見直し等によって、川越市環境マネジメントシステム自体やそれに関連する取り組みについて、新たに開始したものや改善したものの件数を挙げている。(実施報告書にも項目は掲載している)

2. 川越市EMSによる取組実績表

市庁舎等における取組実績値の推移

	1人1日当たりの コピー用紙使用枚数	1人1日当たりの ごみ排出量	1人1日あたりの 資源混入量	電力使用量	庁用車の 燃料使用量
単位	(枚/人/日)	(g/人/日)	(g/人/日)	(kWh)	(リットル)
平成10年度	52	135	52.0%	1,381,656	81,910
平成11年度	47	67.2	31.7%	1,370,683	75,250
平成12年度	44	50.0	22.3%	1,394,856	73,390
平成13年度	42.3	42.4	25.7%	1,402,296	68,350
平成14年度	40.8	40.2	23.2%	1,435,032	65,270
平成15年度	44.8	34.1	17.8%	1,395,448	64,810
平成16年度	42.4	31.2	19.2%	1,478,166	68,749
平成17年度	45.7	24.1	33.8%(8.27g)	1,497,273	67,402
平成18年度	41.9	16.5	30.3%(5.07g)	1,519,187	62,066
平成19年度	44.7	12.99	3.42g	1,667,360	63,507
平成20年度	44.8	13.43	3.07g	1,505,038	61,464
平成21年度	45.8	14.45	3.45g	1,561,839	59,832

11.9%

89.3%

27.0%

「資源混入量」において、平成18年度までは資源混入率を目標として測定していた

「電力使用量」において、平成19年度以降は東庁舎の電力も含む

3. 環境に関する認証取得事業所数(市内)集計表

(平成22年4月8日時点)

年度	ISO14001		エコアクション21認証	グリーン経営認証	埼玉県エコアップ認証	合計	累計
	単独	本社等一括					
1996 (H8)	1	0	-	-	-	1	1
1997 (H9)	0	1	-	-	-	1	2
1998 (H10)	3	1	-	-	-	4	6
1999 (H11)	1	12	-	-	-	13	19
2000 (H12)	3	9	-	-	-	12	31
2001 (H13)	7	14	-	-	-	21	52
2002 (H14)	9	7	-	-	-	16	68
2003 (H15)	2	4	-	1	-	7	75
2004 (H16)	6	4	2	3	-	15	90
2005 (H17)	9	6	1	1	-	17	107
2006 (H18)	8	11	4	2	-	25	132
2007 (H19)	4	3	0	1	-	8	140
2008 (H20)	4	7	5	2	2	20	160
2009 (H21)	2	1	4	2	2	11	171
合計	59	80	16	12	4	171	-

事業番号		8				
事業シート(概要説明書) 1						
点検対象事業名		勤労者住宅資金融資				
担当部名		産業観光部				
予算事業名		勤労者住宅資金融資・生活資金預託				
担当課室名		緊急地域経済対策室				
根拠法令		川越市勤労者住宅資金融資規則				
事業開始年度		昭和 53 年度				
実施方法		直接実施				
		業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:市内9金融機関27支店)				
		補助金(交付先:)				
		その他()				
事業概要	目的 (何のために)	住宅の取得に必要な資金の融資を行うことにより、勤労者の福祉の増進と生活の安定を図り、もって雇用関係の安定に寄与するため。				
	対象 (誰・何を対象に)	市内に居住し、又は居住しようとする勤労者				
	事業内容 (手段、手法など)	勤労者からの融資申込について、金融機関と協議の上、融資の適否を決定する。融資の決定を受けた者に対しては、金融機関が融資を行い、市は金融機関に対して、融資額(翌年度以降は未償還元金)の3分の1を限度として資金の預託を行う。				
	事業の必要性	勤労者の生活の安定等、勤労者福祉の観点から実施。				
コスト	平成22年度(予算額)		人件費			
	事業費	83,935 千円	職員構成	概算人件費	従事職員数	
	人件費	234 千円	担当正規職員	234 千円	0.03 人	
	総計	84,169 千円	臨時職員他	千円	人	
平成22年度事業費内訳		預託金...市が無利子で金融機関に預けるお金。年度末に全額、市に返還される。 ・預託金(既融資分) 82,036,000円 × 0.95 = 77,934,200円 (平成20年度末融資総額 410,244,767円) ・預託金(新規分) 2,000,000円 × 3件 = 6,000,000円 既融資分は、前年度から継続しているもの。 新規分は、当該年度中に新たに融資を行うもの。				
事業費財源	年度	総額(千円)	内訳			
			国・県支出金(千円)	地方債(千円)	その他(千円)	一般財源(千円)
	19年度 (決算額)	104,560			104,560	
	20年度 (決算額)	93,778			93,778	
	21年度 (決算見込額)	82,036			82,036	
22年度 (当初予算額)	83,935			83,935		

事業番号	8
------	---

事業シート(概要説明書) 2

点検対象事業名	勤労者住宅資金融資	担当部名	産業観光部
---------	-----------	------	-------

予算事業名	勤労者住宅資金融資・生活資金預託	担当課室名	緊急地域経済対策室
-------	------------------	-------	-----------

活動実績	活動指標	単位	19年度	20年度	21年度
	総融資件数	件	146	140	130
	融資金額残高	千円	522,862	468,951	410,245

成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか)	<p>制度が開始されて以降、年間数十件の新規融資を行っていた時期もあり、多くの勤労者に利用されてきた。平成21年度末において、126件の継続融資案件があり、現時点まで滞りなく返済がなされている。 しかしながら、ここ数年来、新規融資申込がないのが現状である。</p>				
------------------------------	--	--	--	--	--

成果実績	成果指標	単位	19年度	20年度	21年度
	新規融資件数	件	0	0	0

事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>本制度は、金融機関の標準金利より低い金利で融資を受けられる制度として、多くの勤労者に利用され、勤労者福祉に貢献してきた。 また、平成21年度に規則を改正し、従来の新築、増改築、購入に、改修(リフォーム)を加え、対象範囲を拡大した。 しかしながら、現在は、各金融機関において本制度より低利な商品が設定されていることから、本制度の優位性はなくなってきている。</p>				
----------------------------	--	--	--	--	--

比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>県内では、64市町村中59市町で同様の事業を行っている。(平成22年度)</p>				
---------------------------	---	--	--	--	--

特記事項 (事業の沿革)	<p>昭和53年度に、従来の中小企業従業員住宅資金融資制度を発展させる形で、勤労者住宅資金融資制度として運用を開始した。 本市では、市内9金融機関(昭和53年度当初は8金融機関)と契約し、金融機関に対する公平性や市民への利便性を図り、運用されてきた。</p>				
-----------------	---	--	--	--	--

事業を廃止又は縮小したときの影響	<p>既融資分については、規則に基づき、償還が完了する見込みの平成41年度(現時点)までの間、預託を継続する必要がある。 新規の申し込みについては、ここ数年来、申請はなく、現時点での実質的な影響は低いと考えられる。しかしながら、将来の社会・経済状況の変動など未知数な要因に備えること及び本制度維持のための実質コストが低いことを鑑みると、本制度を維持していく意義は十分にあると考えている。</p>				
------------------	---	--	--	--	--

川越市勤労者住宅資金融資制度について

1. 融資の内容・条件等

(1) 融資金額	最高 1,500万円
(2) 融資利率	変動金利型（団体信用生命保険付） 取扱金融機関の変動金利型住宅ローンの利率から0.3% を差し引いた利率
(3) 返済期間	30年以内（完済時70歳以下）
(4) 返済方法	次のいずれかの方法とし、繰上償還も可。 元利均等月賦償還 元利均等月賦償還と半年賦均等償還の併用
(5) 担保	原則として第1順位
保証人、保証料、保険等については、取扱金融機関に相談。	

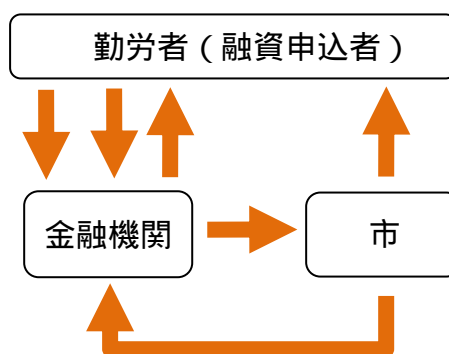
本制度は、雇用契約に基づく勤労者（給与所得者）を対象とした融資制度のため、自営業・事業主・専従者・役員（非常勤）の方は、利用できません。また、住宅ローンの借り換え、土地購入には利用できません。

2. 融資の対象者（全てに該当する方）

- (1) 同一事業所に2年以上勤務している方
- (2) 年齢20歳以上60歳以下の方
- (3) 同居（予定）親族がいる方
- (4) 市内に申込者が居住するための住宅であること。
- (5) 対象住宅が建築確認を受けた「新築・増改築・リフォーム・購入」であること。
- (6) 購入の場合は、建築後17年以内の住宅であること。
- (7) 建築基準法や他の関係法令に適合する住宅であること。
- (8) 融資決定前に新築・増改築・リフォームの場合の工事着手または、購入の場合の引渡しを行っていないこと。
- (9) 融資決定後、1年以内に貸し付けが受けられること。

3. 融資申し込みの流れ

金融機関を通して市へ申し込み
金融機関の審査（実質審査）
市の審査（資格審査）
融資決定の通知
（工事着工・工事完成）
資金交付手続き
融資実行
預託金支払い



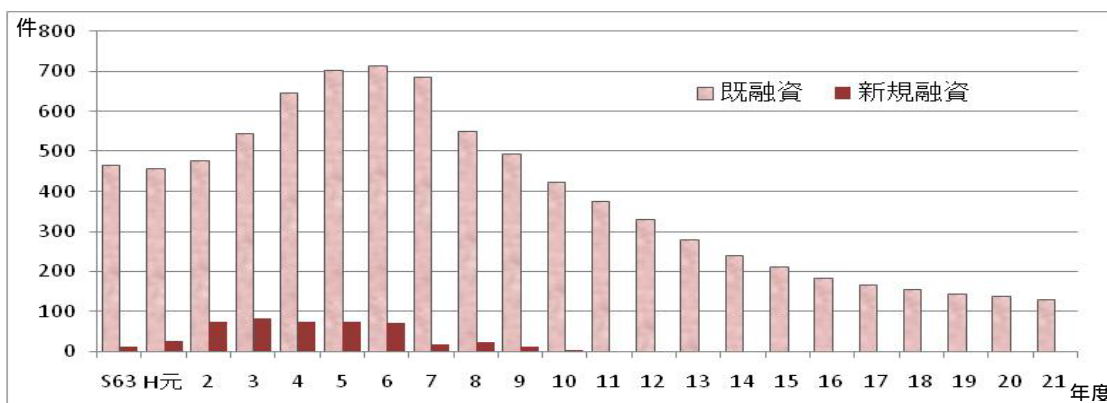
4. 取扱金融機関

埼玉りそな銀行 足利銀行 武蔵野銀行 八十二銀行 東和銀行
 埼玉懸信用金庫 飯能信用金庫 青梅信用金庫 中央労働金庫

5. 実施状況

年度	融資件数(単位:件)			預託金 (単位:千円)	年度	融資件数(単位:件)			預託金 (単位:千円)
	既	新規	合計			既	新規	合計	
昭63	468	13	481	367,204	平11	377	1	378	317,729
平元	459	27	486	359,898	平12	331	2	333	295,875
平2	477	75	552	436,511	平13	280	0	280	252,617
平3	547	83	630	549,814	平14	240	0	240	217,231
平4	647	73	720	694,697	平15	214	0	214	186,706
平5	704	74	778	785,547	平16	185	0	185	158,705
平6	714	72	786	832,023	平17	167	0	167	135,492
平7	688	18	706	759,325	平18	157	0	157	118,475
平8	552	25	577	455,427	平19	146	0	146	104,560
平9	496	13	509	409,899	平20	140	0	140	93,778
平10	425	5	430	362,608	平21	130	0	130	82,036

平成11年度は、年度途中の数値で決算額は不明。



6. 本制度の利率と各金融機関の個別商品における利率

金融機関の標準利率は、各機関により異なりますが、概ね2.5%前後であり、本制度適用により0.3%引き下げたとしても2%台前半になります。

一方、現在、各金融機関が設定している商品は、一定の条件を満たすことが必要であるものの、1%台前半から1.5%付近の利率で融資を受けられるものが多く、本制度よりも低利なものとなっています。

7. 周知方法

- ・「暮らしの便利帳 川越市民のしおり」掲載
- ・市ホームページ掲載
- ・他機関のホームページや冊子等への掲載 他